

# 和光大学学則

## 第1章 総則

### 第1節 目的および使命

第1条 本学は教育基本法の精神に則り、学問・芸術の理論と応用とを研究・教授すると共に、豊かな人間性の上に人文的、社会的教養と新時代の知見・技術とが調和し統一した人間の育成をはかり、以て社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前項に掲げる目的および使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行うとともに、改善に努める。

3. 学部毎の教育目的は、次のとおりとする。

- ① 現代人間学部は、人間が現代社会で出会うさまざまな問題を多面的に捉え、心理・教育・社会・身体・環境など現場の視点をふまえて積極的に解決する能力の育成をめざす。
- ② 表現学部は、歴史的に展開してきたイメージと言語にかかる文化現象を理解しつつ、その多様な表象を現代の文化表現へと展開するための新たな知性・人材の育成をめざす。
- ③ 経済経営学部は、経済・経営現象の総合的分析と解明を通じて、時代の実践的要請に応えるべく、地域に根ざした視点を持ち且つ国際性豊かな人材の育成をめざす。

第1条の2 本学の位置は、次のとおりとする。

東京都町田市金井ヶ丘五丁目1番1号

### 第2節 大学の構成

(学部・学科)

第2条 本学につぎの学部および学科を置く。

現代人間学部

心理教育学科

人間科学科

表現学部

総合文化学科

芸術学科

経済経営学部

経済学科

経営学科

2. 削除

3. 現代人間学部心理教育学科に、心理学専修および子ども教育専修を設ける。

(大 学 院)

第 3 条 本学に大学院を置く。

2. 大学院の学則は、別にこれを定める。

(図書・情報館)

第 4 条 本学に図書・情報館を置く。

2. 図書・情報館の運営に関する規則は、別にこれを定める。

第 4 条の2 削除

第 4 条の3 削除

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

(事 務 局)

第 8 条 本学に事務局を置く。

2. 事務局の組織及び事務分掌は、別にこれを定める。

第 3 節 職 員 組 織

(職 員)

第 9 条 本学に次の職員を置く。

学 長

副 学 長

教 授

准 教 授

講 師

助 教

助 手

事 務 職 員

技 術 職 員

2. 専任職員の職務に関する規則は別にこれを定める。

(学 長)

第 10 条 学長は本学の学務を掌り、所属職員を統督する。

2. 学長の選任方法に関する規則ならびに学長業務の事務補佐機関に関する規則は、別にこれを

定める。

(副 学 長)

第11条 副学長は、学長が行う業務を補佐し、学長の委任する職務を代理又は代行する。

2. 副学長の選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

(学 部 長)

第12条 各学部に学部長を置き、教授をもってこれに充てる。学部長は学長を補佐しその学部の学務を掌る。

2. 学部長の選任方法に関する規則ならびに学部長業務の事務補佐機関に関する規則は別にこれを定める。

(学 科 長)

第13条 各学科に学科長を置き、教授または准教授をもってこれに充てる。学科長は学部長を補佐しその学科の学務を掌る。

2. 学科長の選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

(図書・情報館長)

第14条 図書・情報館に図書・情報館長を置き、教授をもってこれに充てる。図書・情報館長は、図書・情報館の管理・運営を統轄する。

2. 図書・情報館長の選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

第14条の2 削除

(教学支援ディレクター)

第15条 教学支援室に教学支援ディレクターを置き、教授または准教授をもってこれに充てる。教学支援ディレクターは、教学支援室を掌理する。

2. 教学支援ディレクターの選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

(学生支援ディレクター)

第16条 学生支援室に学生支援ディレクターを置き、教授または准教授をもってこれに充てる。学生支援ディレクターは学生支援室を掌理する。

2. 学生支援ディレクターの選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

(キャリア支援ディレクター)

第16条の2 キャリア支援室にキャリア支援ディレクターを置き、教授または准教授をもってこれに充てる。キャリア支援ディレクターは、キャリア支援室を掌理する。

2. キャリア支援ディレクターの選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

(事 務 局 長)

第17条 事務局に事務局長を置く。事務局長は事務局の事務を統轄する。

2. 事務局長の選任方法に関する規則は、別にこれを定める。

#### 第 4 節 会 議

##### (教 授 会)

第18条 本学に次の教授会を置く。

- ① 全学教授会
- ② 学部教授会

2. 教授会は、教授をもって構成する。ただし、教授会の議を経て准教授・講師・助教・助手を加えることができる。

3. 教授会は、学長が掌る次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 教育および研究に関すること。
- ② 入学試験に関すること。
- ③ 学生の入学・退学・卒業等の身分に関すること。
- ④ 学生の厚生補導および賞罰に関すること。
- ⑤ 規則および規程等の改廃に関すること。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4. 教授会は、前項に定めるもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5. 教授会に関する規則は、別にこれを定める。

##### (学長室会議)

第19条 本学に学長室会議を置く。

2. 学長室会議に関する規則は別にこれを定める。

第20条 削 除

#### 第 5 節 学生定員

##### (学生定員)

第21条 本学の学生定員は次のとおりとする。

|        | 入学定員 | 収容定員   |
|--------|------|--------|
| 現代人間学部 | 260名 | 1,040名 |
| 心理教育学科 | 160名 | 640名   |
| 人間科学科  | 100名 | 400名   |

|        | 入学定員 | 収容定員   |
|--------|------|--------|
| 表現学部   | 203名 | 812名   |
| 総合文化学科 | 123名 | 492名   |
| 芸術学科   | 80名  | 320名   |
|        | 入学定員 | 収容定員   |
| 経済経営学部 | 260名 | 1,040名 |
| 経済学科   | 130名 | 520名   |
| 経営学科   | 130名 | 520名   |

2. 現代人間学部心理教育学科に設置する心理学専修および子ども教育専修の学生定員は、次のとおりとする。

|                                    | 入学定員 | 収容定員 |
|------------------------------------|------|------|
| 心理教育学科                             |      |      |
| 心理学専修                              | 60名  | 240名 |
| 子ども教育専修                            | 100名 | 400名 |
| (子ども教育専修の入学定員に、指定保育士養成施設入学者60名を含む) |      |      |

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限・学年・学期および休業日

(修業年限)

第22条 本学の修業年限は4年以上とする。在学期間は8年を超えることができない。

2. 第41条に定める休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年)

第23条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第24条 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日 11月10日

春学期休業 3月21日から4月10日まで

夏 期 休 業 7月11日から8月31日まで

冬 期 休 業 12月20日から翌年1月10日まで

## 第 2 節 履修基準・教育課程および履修方法

### (授業科目)

第26条 本学の授業科目は次のとおりとする。

共通教養科目

外 国 語 科 目

専 門 科 目

### (履修基準)

第27条 各学部各学科の授業科目の履修基準は次のとおりとする。学生は在学中に履修基準

に定められた単位を修得しなければならない。

| 科 目<br>学部・学科 | 共通教養<br>科 目       | 外 国 語<br>科 目 | 専 門 科 目    |             |             | 合 計     |        |
|--------------|-------------------|--------------|------------|-------------|-------------|---------|--------|
|              |                   |              | 必修<br>科 目  | 選択必修<br>科 目 | 自由選択<br>科 目 |         |        |
| 現代人間<br>学 部  | 心理教育学科<br>心理学専修   | 20 単位<br>以上  | 4 単位<br>以上 | 10 单位       | 20 単位以上     | 46 単位以上 | 124 单位 |
|              | 心理教育学科<br>子ども教育専修 |              | 4 単位<br>以上 | 28 单位       | 55 単位以上     | 13 単位以上 |        |
|              | 現代社会学科            |              | 4 单位<br>以上 | 22 单位       | 22 単位以上     | 32 単位以上 |        |
|              | 人間科学科             |              | 4 单位<br>以上 | 10 单位       | 20 単位以上     | 46 単位以上 |        |
| 表現学部         | 総合文化学科            | 20 单位<br>以上  | 4 单位<br>以上 | 10 单位       | 24 单位以上     | 42 单位以上 | 124 单位 |
|              | 芸術学科              |              | 4 单位<br>以上 | 10 单位       | 16 单位以上     | 50 单位以上 |        |
| 経済経営<br>学 部  | 経済学科              | 20 单位<br>以上  | 4 单位<br>以上 | 24 单位       | —           | 36 单位以上 | 124 单位 |
|              | 経営学科              |              | 4 单位<br>以上 | 10 单位       | 20 単位以上     | 34 単位以上 |        |

2. 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

3. 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

4. 履修基準に定められた単位のうち、大学を卒業または中途退学して新たに第1年次に入学した者の以前の大学において修得した単位は、30単位を限度として換算認定できるものとする。また、転・編入学した者の以前の大学において修得した単位の換算認定は、30単位を超えることができるものとする。

### (単位の計算方法)

第28条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- ① 講義及び演習（外国語を含む）は、15時間から30時間までの範囲で履修規程に定める時間数の授業をもって1単位とする。
- ② 実験・実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で履修規程に定める時間数の授業をもって1単位とする。

（1年間の授業時間）

第29条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（科目修了の認定）

第30条 科目履修の認定は原則として試験（論文・報告等を含む）、平常の成績および出欠状況を総合して認定する。認定の評価区分は、秀・優・良・可・不可とする。

2. 転・編入学（転部・転科を含む）した者の以前の大学において修得した単位および大学を卒業または中途退学して、新たに第1年次に入学した者の既修得単位については、これが教育上有益と判断される場合認めるものとする。
3. 在学中に、他の大学において修得した単位については、これが教育上有益と判断される場合、48単位を限度として認めるものとする。
4. 在学中に、外国の大学において修得した単位については、これが教育上有益と判断される場合、30単位を限度として認めるものとする。
5. 第3項第4項により修得したものとみなす単位数は、第27条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
6. 科目修了の認定、第2項第3項第4項に定める者の既修得単位の認定および定期試験についての細則は別にこれを定める。

（教育課程）

第31条 各学部各学科の教育課程および各授業科目ごとの単位数は、別にこれを定める。

2. 教育職員免許状、学校図書館司書教諭、図書館司書、社会教育主事、博物館学芸員及び保育士の資格を取得する場合の教育課程および各授業科目ごとの単位数は、別にこれを定める。
3. 本学の各学部各学科において取得できる教育職員普通免許状は次のとおりとする。

現代人間学部心理教育学科

幼稚園1種

小学校1種

現代人間学部現代社会学科

中学校 1 種 (社 会)

高等学校 1 種 (地理歴史)

高等学校 1 種 (公 民)

現代人間学部人間科学科

中学校 1 種 (保健体育)

高等学校 1 種 (保健体育)

現代人間学部身体環境共生学科

中学校 1 種 (保健体育)

高等学校 1 種 (保健体育)

表現学部 総合文化学科

中学校 1 種 (国 語)

中学校 1 種 (英 語)

高等学校 1 種 (国 語)

高等学校 1 種 (英 語)

高等学校 1 種 (中 国 語)

表現学部 芸術学科

中学校 1 種 (美 術)

高等学校 1 種 (美 術)

経済経営学部 経済学科

中学校 1 種 (社 会)

高等学校 1 種 (地理歴史)

高等学校 1 種 (公 民)

経済経営学部 経営学科

高等学校 1 種 (商 業)

高等学校 1 種 (情 報)

(履修方法)

第32条 授業科目の履修にあたっては、受講科目届を毎学年所定の期間内に所定の手続きを経て届け出るものとする。

2. 他学部・学科の授業科目を選択履修しようとする者は、所定の手続きによって届け出るものとする。

3. 他の大学において取得する単位を本学の単位として認定を希望する者は、所定の手続きに

よって願い出るものとする。

4. 外国の大学において取得する単位を本学の単位として認定を希望する者は、所定の手続きによって届け出るものとする。
5. 前各項の履修方法の細則は別にこれを定める。

### 第 3 節 入学、転・編入学、休学、転部・科、国外留学

#### (入学の時期)

第33条 入学の時期は毎学年の始めとする。

#### (入学の資格)

第34条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- ① 高等学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者
- ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑦ その他本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### (入学の許可)

第35条 学長は、入学志願者について、選考の上、教授会の議を経て入学を許可する。

#### (転・編入学)

第36条 次の各号の1に該当する者で、本学の第2学年以上に転入学または編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することがある。

- ① 大学を卒業した者または退学した者
- ② 短期大学、高等専門学校、外国の大学および文部科学大臣の指定する教員養成所を卒業した者
- ③ 専修学校の専門課程および高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣が定める基準を

満たすものを修了した者

- ④ 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または、教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に取得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退 学・転 学)

第37条 退学又は他の学校に転学を希望する者は、その理由を明記し、保証人連署の上學長に願い出て許可を受けなければならない。

(再 入 学)

第38条 退学者または除籍者が再入学または復籍を願い出た場合は、学長は、教授会の議を経て在学時の学部学科に該当する学部学科への再入学を許可することがある。

(諭旨退学)

第39条 学生が次の各号に該当するときは、学長は、教授会の議を経て退学させることができる。

- ① 正当な理由がなく出席が常でない者  
② 病気その他の理由によって成業の見込みがないと認められた者

(除 籍)

第40条 学生が次の各号に該当するときは、学長は教授会の議を経て除籍することができる。

- ① 指定された期日までに授業料を納入しない者  
② 第22条に定める在学年限を超えた者  
③ 第41条に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(休 学)

第41条 病気その他の理由により引き続き3か月以上修学することができないときは理由を明記し保証人連署の上學長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2. 休学期間は当該年度内とする。ただし、事情により引き続き休学することができる。

3. 休学は通算して4年を超えることはできない。

(復 学)

第42条 病気その他の理由により休学している者がその理由が止んだときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 部)

第43条 転部を願い出した者については、教授会の議を経て、選考の上學長が許可するがある。

(転 科)

第44条 同一学部内の転科を願い出た者については、教授会の議を経て、選考の上學長が許可することがある。

2. 同一学科内の専修の変更を希望する者については、本条第1項の規定を準用する。

(国外留学)

第45条 国外留学を願い出た者については、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2. 第1項に定める国外留学期間は、休学としない。

第 4 節 卒業および学位

(卒 業)

第46条 大学に4年以上在学し履修基準に定められた単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業証書・学位記を授与する。

2. 卒業の時期は、各学期の終わりとする。

(学 位)

第47条 大学を卒業した者には、次の区分によって学士の学位を授与する。

現代人間学部 学士（人間関係学）

表現学部 学士（表現学）

経済経営学部 学士（経済学）

第 5 節 入学検定料・入学金および授業料その他

(入学検定料)

第48条 入学、転部、転科、転入学、編入学の試験・選考を受けようとする者は、入学検定料を納めなければならない。

2. 入学検定料の額は、別表VIIの1のとおりとする。

(入 学 金)

第49条 入学を許可された者は、入学金を納めなければならない。

2. 入学金の額は、別表VIIの2のとおりとする。

(施設設備資金)

第50条 入学を許可された者は、施設設備資金を納めなければならない。

2. 施設設備資金の額は、別表VIIの3のとおりとする。

(授業料その他の学生納付金)

第51条 入学を許可された者は、在学中毎学年度指定された期日までに授業料その他の学生納付金を納めなければならない。

2. 授業料その他の学生納付金の額は、別表VIIの4および5のとおりとする。

3. 教育職員免許状等の資格を取得する教育課程に関する費用の額は、別表IXのとおりとする。

(延納)

第52条 授業料・施設設備資金・実験実習費（表現学部芸術学科学生のみ）・在籍料の延納を願い出た者については、審査の上許可することがある。

(休学の授業料等)

第53条 休学中の授業料は免除し、在籍料を納入するものとする。在籍料の額は、別表VIIの7のとおりとする。

2. 休学中の施設設備資金および実験実習費（表現学部芸術学科学生のみ）は免除する。

(納付金の返還)

第54条 一旦納入した学生納付金等は一切返還しない。ただし、第50条、第51条に定める納付金については、一旦納入後に入学を辞退し、納入者から納入した年度の末日までに返還の請求が行われたときに限り、審査の上これを返還する。

(授業料の免除)

第55条 特別事情のある者については本人の願い出により、審査の上、その授業料の全額またはその一部を免除することがある。

2. 授業料の免除に関する規則は別にこれを定める。

3. 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免対象者の授業料等減免に関する規則は別に定める。

第6節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生、外国人留学生

(研究 生)

第56条 本学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者が本学において特定研究を希望する場合には、本学の研究および教授に支障のない限り選考の上研究生たることを許可することがある。

2. 研究生の学費は、別表VIIIの1のとおりとする。

(科目等履修生)

第57条 第34条に定める入学資格をもっている者で、本学の授業科目のうち、1または数科目の単位を修得するために履修を希望する者があるときは、本学の研究および教授に支障の

ない限り選考の上科目等履修生たることを許可することがある。また、教育職員免許状、学校図書館司書教諭、図書館司書、社会教育主事、博物館学芸員及び保育士の資格を得る目的で当該科目的単位を修得するために履修を希望する者、および本学に設置する学科が設ける履修プログラム並びに学科が推奨する公的資格に関する基礎資格を得る目的で当該科目的単位を修得するために履修を希望する者に係る入学資格については、別に定める。

2. 科目等履修生がその履修した科目について試験その他により合格したときは、単位を与える。
3. 科目等履修生の履修料は、別表VIIIの2のとおりとする。

(特別聴講学生)

第58条　他の大学に在籍する者が、本学の授業科目の聴講を希望するときは、当該大学と協議または協定の上、本学の研究および教授に支障のない限り、これを特別聴講学生として許可することがある。

2. 特別聴講学生の単位の認定は48単位を限度として認めるものとする。
3. 特別聴講学生の聴講料は別表VIIIの3のとおりとする。

(委託生)

第59条　特定の機関または団体等から1学期以上にわたって所属職員を本学に委託する願い出があった場合には、本学の研究および教授に支障のない限り選考の上委託生たることを許可することがある。

2. 委託生の委託教授料は、別表VIIIの4のとおりとする。

(外国人留学生)

第60条　本学に入学または転入学を希望する外国人があるときは、日本人学生に準じて、選考の上これを許可することがある。ただし、学修に支障がない程度の日本語の素養を有する者とする。

(研究生等の規則)

第61条　研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生、外国人留学生に関する規則は別にこれを定める。

## 第7節 賞 罰

(表彰)

第62条　学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は教授会の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第63条　次の各号のいずれかに該当するものは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- ① 本学の秩序を乱した者
- ② 学生の本分に反した行為のあった者  
(懲戒の種類)

第64条 懲戒は戒告、停学、退学とする。

#### 第 8 節 公 開 講 座

(公開講座)

第65条 本学の社会人の教養と文化の向上に資するために公開講座を開催することがある。

#### 第 9 節 寄宿舎および厚生・保健施設

(寄宿舎)

第66条 本学に寄宿舎を置く。

2. 寄宿舎運営に関する規則は別にこれを定める。

(厚生・保健施設)

第67条 本学に厚生・保健施設を置く。

2. 厚生・保健施設運営に関する規則は別にこれを定める。

#### 第 10 節 奨 学 制 度

(奨学制度)

第68条 本学に次の奨学制度を置く。奨学の方法は学資の補助とする。

- ① 和光大学奨学制度
  - ② 和光大学学生研究助成金制度
2. 奨学制度運営に関する規則は別にこれを定める。

#### 第 11 節 雜 则

(改 正)

第69条 この学則の改正は、第48条、第49条、第50条、第51条、第56条第2項、第57条第3項、第58条第3項および第59条第2項を除き教授会の議を経て、学長がこれを行う。

#### 付 则

この学則は昭和41年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和42年6月15日から施行する。

付 則

この学則は昭和45年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和48年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和50年1月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和51年1月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和54年10月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和55年5月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和56年1月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この学則は昭和56年11月1日から施行する。

## 付 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は昭和61年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は昭和61年11月1日から施行する。

ただし、別表VIII第2号の改正規定については昭和62年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

ただし、学則第20条の規定にかかわらず、昭和63年4月1日から昭和66年3月31日までの間、人文学部文学科および同芸術学科の総定員は次のとおりとする。

| 年 度    | 文 学 科 | 芸 術 学 科 |
|--------|-------|---------|
| 昭和63年度 | 460   | 260     |
| 昭和64年度 | 440   | 280     |
| 昭和65年度 | 420   | 300     |

## 付 則

この学則は昭和64年4月1日から施行する。

ただし、学則第20条の規定にかかわらず、昭和64年4月1日から昭和67年3月31日までの間、経済学部経済学科および同経営学科の総定員は次のとおりとする。

| 年 度    | 経 済 学 科 | 経 営 学 科 |
|--------|---------|---------|
| 昭和64年度 | 1,050   | 150     |
| 昭和65年度 | 900     | 300     |
| 昭和66年度 | 750     | 450     |

## 付 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成元年7月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。

ただし、学則第20条の規定にかかわらず、平成3年度から、平成11年度までの間の

入学定員を次のとおりとする。

|        |      |
|--------|------|
| 人文学部   | 390名 |
| 人間関係学科 | 160名 |
| 心理学専攻  | 60名  |
| 社会学専攻  | 40名  |
| 教育学専攻  | 60名  |
| 文学科    | 130名 |
| 芸術学科   | 100名 |
| 経済学部   | 390名 |
| 経済学科   | 195名 |
| 経営学科   | 195名 |

付 則

この学則は平成3年10月14日から施行し、平成3年9月30日から適用する。

付 則

この学則は平成4年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定にかかわらず、人文学部人間関係学科の学生が在学する間は、同学部同学科を設置し、第26条に定める履修基準は従前のとおりとする。また、学則第20条の規定にかかわらず、平成7年度から平成11年度までの間の人間関係学部の入学定員は160名（人間関係学科80名、人間発達学科80名）とする。

2. 入学検定料は、平成7年度入学志願者から適用する。

付 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成9年12月1日から施行する。

付 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

付 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

#### 付 則

- この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、学則第2条の規定にかかわらず、人文学部文学科及び芸術学科の学生が在籍する間は、同学部同学科を設置し、学則第26条に定める履修基準は従前のとおりとする。学則第46条の規定にかかわらず、人文学部を卒業した者には学士（人文学）の学位を授与する。

- 学則第20条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

| 年 度    | 人間関係学部 |        | 経済学部 |      |
|--------|--------|--------|------|------|
|        | 人間関係学科 | 人間発達学科 | 経済学科 | 経営学科 |
| 平成12年度 | 78     | 78     | 191  | 190  |
| 平成13年度 | 76     | 76     | 186  | 186  |
| 平成14年度 | 74     | 74     | 181  | 182  |
| 平成15年度 | 72     | 72     | 177  | 177  |
| 平成16年度 | 70     | 70     | 173  | 172  |

#### 付 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成15年2月15日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成15年4月1日以降の入学定員については学則第21条の規定のとおりとする。

#### 付 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

ただし、学則第2条の規定にかかわらず、経済学部経済学科、経営学科の学生が在学する間は、同学部同学科を設置する。

#### 付 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成17年7月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

ただし、学則第27条に定める履修基準は平成18年度以降の入学者から適用する。

## 付 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、学則第2条の規定にかかわらず、人間関係学部人間関係学科及び人間発達学科並びに表現学部文学科、表現文化学科、芸術学科及びイメージ文化学科の学生が在籍する間は、同学部同学科を設置し、学則第27条に定める履修基準は従前のとおりとする。学則第47条の規定にかかわらず、人間関係学部を卒業した者には学士（人間関係学）の学位を、表現学部を卒業した者には学士（表現学）の学位を授与する。

また、学則第27条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については従前のとおりとする。

## 付 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成21年1月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成21年6月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

## 付 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

ただし、学則第21条の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までの現代人間学部心理教育学科の収容定員は次のとおりとする。

|        | 現代人間学部 | 心理教育学科 |
|--------|--------|--------|
| 平成23年度 | 675    | 275    |
| 平成24年度 | 690    | 290    |
| 平成25年度 | 705    | 305    |

また、学則第27条の規程にかかわらず、平成22年度以前の入学者については従前の

とおりとする。

#### 付 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

ただし、学則第2条の規定にかかわらず、経済経営学部経営メディア学科の学生が在学する間は、同学部同学科を設置する。

併せて、学則第27条の規定にかかわらず、平成24年度以前の経済経営学部入学者については履修基準を次のとおりとする。

| 学部・学科  | 科 目         | 共通教養科 目      | 外 国 語<br>科 目 | 専 門 科 目    |                |                | 合 計    |
|--------|-------------|--------------|--------------|------------|----------------|----------------|--------|
|        |             |              |              | 必 修<br>科 目 | 選 択 必 修<br>科 目 | 自 由 選 択<br>科 目 |        |
| 経済経営学部 | 経 濟 学 科     | 24 単位<br>以 上 | 4 单位<br>以 上  | 12 单位      | 28 单位以上        | 32 单位以上        | 124 单位 |
|        | 経営マーケティング学科 |              | 4 单位<br>以 上  | 16 单位      | 28 单位以上        | 28 单位以上        |        |

#### 付 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成26年6月1日から施行する。

#### 付 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、学則第21条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの現代人間学部心理教育学科および表現学部総合文化学科の収容定員は次のとおりとする。

|        | 現代人間学部 | 心理教育学科 | 表現学部 | 総合文化学科 |
|--------|--------|--------|------|--------|
| 平成27年度 | 743    | 343    | 999  | 659    |
| 平成28年度 | 766    | 366    | 976  | 636    |
| 平成29年度 | 789    | 389    | 953  | 613    |

また、学則第27条の規定にかかわらず、平成26年度以前の現代人間学部心理教育学科入学者については履修基準を次のとおりとする。

| 学部・学科  | 科 目    | 共通教養科 目      | 外 国 語<br>科 目 | 専 門 科 目    |                |                | 合 計    |
|--------|--------|--------------|--------------|------------|----------------|----------------|--------|
|        |        |              |              | 必 修<br>科 目 | 選 択 必 修<br>科 目 | 自 由 選 択<br>科 目 |        |
| 現代人間学部 | 心理教育学科 | 24 单位<br>以 上 | 4 单位<br>以 上  | 10 单位      | 20 单位<br>以 上   | 46 单位<br>以 上   | 124 单位 |

#### 付 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、学則第21条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの表現学部総合文化学科ならびに芸術学科の収容定員は次のとおりとする。

|        | 表現学部 | 総合文化学科 | 芸術学科 |
|--------|------|--------|------|
| 平成28年度 | 951  | 621    | 330  |
| 平成29年度 | 903  | 583    | 320  |

#### 付 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、学則第27条の規定にかかわらず、平成28年度以前の経済経営学部入学者については履修基準を次のとおりとする。

| 科 目<br>学部・学科 | 共通教養<br>科 目 | 外国語<br>科 目  | 専 門 科 目    |             |             | 合 計     |        |
|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------|--------|
|              |             |             | 必修<br>科 目  | 選択必修<br>科 目 | 自由選択<br>科 目 |         |        |
| 経済経営<br>学 部  | 経 濟 学 科     | 24 単位<br>以上 | 4 单位<br>以上 | 12 单位       | 14 单位以上     | 36 单位以上 | 124 単位 |
|              | 経 営 学 科     |             |            |             |             |         |        |

#### 付 則

1. この学則は平成30年4月1日から施行する。

2. 学則第21条第1項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの現代人間学部・同学部心理教育学科、表現学部・同学部総合文化学科、経済経営学部・同学部経済学科および同学部経営学科の収容定員は次のとおりとする。

|        | 現代人間<br>学部 | 心理教育<br>学科 | 表現<br>学部 | 総合文化<br>学科 | 経済経営<br>学部 | 経済<br>学科 | 経営<br>学科 |
|--------|------------|------------|----------|------------|------------|----------|----------|
| 平成30年度 | 869        | 469        | 863      | 543        | 1,160      | 580      | 580      |
| 平成31年度 | 926        | 526        | 846      | 526        | 1,120      | 560      | 560      |
| 平成32年度 | 983        | 583        | 829      | 509        | 1,080      | 540      | 540      |

3. 学則第21条第2項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの現代人間学部心理教育学科心理学専修および子ども教育専修の収容定員は次のとおりとする。

|        | 心理学専修 | 子ども教育専修 |
|--------|-------|---------|
| 平成30年度 | 189   | 280     |
| 平成31年度 | 206   | 320     |
| 平成32年度 | 223   | 360     |

4. 学則第27条の規定にかかわらず、平成29年度以前の現代人間学部及び表現学部入学者については履修基準を次のとおりとする。

| 科 目<br>学部・学科 |                   | 共通教養<br>科 目 | 外 国 語<br>科 目 | 専 門 科 目   |                |                | 合 計    |
|--------------|-------------------|-------------|--------------|-----------|----------------|----------------|--------|
|              |                   |             |              | 必修<br>科 目 | 選 択 必 修<br>科 目 | 自 由 選 択<br>科 目 |        |
| 現代人間<br>学 部  | 心理教育学科<br>心理学専修   | 24 単位<br>以上 | 4 単位<br>以上   | 10 単位     | 20 単位以上        | 46 単位以上        | 124 単位 |
|              | 心理教育学科<br>子ども教育専修 |             | 4 単位<br>以上   | 28 単位     | 55 単位以上        | 13 単位以上        |        |
|              | 現代社会学科            |             | 4 单位<br>以上   | 22 单位     | 22 单位以上        | 32 单位以上        |        |
|              | 身体環境共生学科          |             | 4 单位<br>以上   | 10 单位     | 20 单位以上        | 46 单位以上        |        |
| 表現学部         | 総合文化学科            | 24 単位<br>以上 | 4 単位<br>以上   | 10 単位     | 24 単位以上        | 42 単位以上        | 124 単位 |
|              | 芸術学科              |             | 4 単位<br>以上   | 10 単位     | 16 単位以上        | 50 単位以上        |        |

#### 付 則

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学則第 2 条の規定にかかわらず、現代人間学部身体環境共生学科の学生が在学する間は、同学部同学科を設置する。

併せて、学則第 27 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前の現代人間学部入学者については履修基準を次のとおりとする。

| 科 目<br>学部・学科 |                   | 共通教養<br>科 目 | 外 国 語<br>科 目 | 専 門 科 目   |                |                | 合 計    |
|--------------|-------------------|-------------|--------------|-----------|----------------|----------------|--------|
|              |                   |             |              | 必修<br>科 目 | 選 択 必 修<br>科 目 | 自 由 選 択<br>科 目 |        |
| 現代人間<br>学 部  | 心理教育学科<br>心理学専修   | 20 単位<br>以上 | 4 単位<br>以上   | 10 単位     | 20 単位以上        | 46 单位以上        | 124 单位 |
|              | 心理教育学科<br>子ども教育専修 |             | 4 单位<br>以上   | 28 单位     | 55 单位以上        | 13 单位以上        |        |
|              | 現代社会学科            |             | 4 单位<br>以上   | 22 单位     | 22 单位以上        | 32 单位以上        |        |
|              | 身体環境共生学科          |             | 4 单位<br>以上   | 10 单位     | 20 单位以上        | 46 单位以上        |        |

#### 付 則

この学則は令和元年 8 月 20 日から施行し、令和元年 6 月 7 日から適用する。

#### 付 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この学則は令和 2 年 7 月 25 日から施行する。

#### 付 則

1. この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. 学則第2条の規定にかかわらず、現代人間学部現代社会学科の学生が在籍する間は、同学部同学科を設置し、学則第27条に定める履修基準は従前のとおりとする。
3. 学則第21条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの現代人間学部現代社会学科および同学部人間科学科の収容定員は次のとおりとする。

|       | 現代社会学科 | 人間科学科 |
|-------|--------|-------|
| 令和3年度 | 150    | 250   |
| 令和4年度 | 100    | 300   |
| 令和5年度 | 50     | 350   |

4. 学則第48条、第50条及び第51条の規定にかかわらず、再入学生を除く令和2年度以前の入学者については、従前の通りとする。

#### 付 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

別表 I ~VI (削除)

別表VII 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金の額

| 番号 | 種 別               | 金 額                      | 備 考  |
|----|-------------------|--------------------------|--|
| 1  | 入 学 檢 定 料         | 35,000円                  | 転部、転科及び本学卒業生並びに卒業見込者の編入学の場合は、半額とする。<br>インターネットを利用して受験手続をした場合は、30,000円とする。<br>一般入試において、入試区分ごとに2学科・専修・コースまで受験する場合は、30,000円、3学科・専修・コース以上受験する場合は、50,000円とする。 |
|    |                   | 12,000円                  | 大学入学共通テスト利用選抜の場合。<br>2学科以上受験する場合は20,000円とする。   |
| 2  | 入 学 金             | 入学時 250,000円             | 再入学および本学に在籍したことのある者の編入学の場合は半額とする。  |
| 3  | 施設設備資金            | 年 額 150,000円             | ただし、特待生の入学手続者は初年度のみ全額免除する。   |
| 4  | 授 業 料             | 年 額 900,000円             | ただし、特待生の入学手続者は初年度のみ全額免除する。   |
| 5  | そ の 他 の 学 生 納 付 金 | 実験<br>実習費<br>年 額 50,000円 | 表現学部芸術学科学生のみ。<br>平成28年度以前の入学者は従前の定めによる。  |
| 6  |                   | 実習費<br>50,000円           | 現代人間学部心理教育学科心理学専修に在籍し、公認心理師取得プログラム受講者に選抜された学生のみ。選抜時のみ納入とする。  |
| 7  | 在 籍 料             | 年 額 100,000円             | 半期休学の場合は50,000円とする。  |

別表VIII 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、委託生の学費等の額

| 番号 | 対 象    | 種 別    | 金 領   |
|----|--------|--------|---|
| 1  | 研 究 生  | 研究生学費  | 年 額 300,000円<br>ただし、本学卒業生の場合は200,000円とする。                                     |
| 2  | 科目等履修生 | 科目等履修料 | 1 单 位 13,000円   |
| 3  | 聴 講 生  | 聴 講 料  | 他の大学との協定に基づく特別聴講学生の聴講料は、<br>協定に定めるところによるものとする。                                |
| 4  | 委 託 生  | 委託教授料  | 年 額<br>(1) 委託教員 1名につき 20,000円<br>(2) (1)以外に、本学の開講科目を<br>受講する場合、1科目ごとに 10,000円 |

- 備考 1. 研究生については、出願に際して入学検定料30,000円(本学卒業生は半額)を要する。
2. 研究生学費について、当該年度の本学大学院秋セメスターに入学した者は、その半額を授業料に振り替えることができる。
3. 科目等履修生について、査証の在留期間を延長する予定の者の一般科目等履修基礎資格認定試験料は10,000円とする。

別表IX 教育職員免許状等の教育課程に関する額

| 番号        | 種 別  |                     | 金 額  | 備 考   |
|-----------|--|---------------------|--|---|
| 1 教職課程    | 受講申請料  | 幼稚園教員免許             | 50,000円  | 保育士養成課程と同時に申請する場合は、30,000円とする。  |
|           |  | 小学校教員免許             | 50,000円  | 幼稚園教員免許と同時に申請する場合は、30,000円とする。  |
|           |  | 中学校教員免許<br>高等学校教員免許 | (1)最初の1教科について<br>30,000円<br>(2)2教科目から各教科ごとに<br>15,000円 | 中学校及び高等学校の同一教科の併修は1教科と見なす。<br>なお、下記の組み合わせも1教科と見なす。<br>①「社会」+「地理歴史」+「公民」<br>②「社会」+「地理歴史」<br>③「社会」+「公民」<br>④「地理歴史」+「公民」 |
|           | 介護等体験費   |                     | 15,000円  | ①介護等体験に含まれる全ての費用とする。<br>②小学校教員免許又は中学校教員免許取得希望者に、適用する。   |
| 2         | 学校図書館司書教諭課程<br>図書館司書課程<br>社会教育主事課程<br>博物館学芸員課程 | 受講申請料               | (1)最初の1課程について<br>15,000円<br>(2)2課程目から各課程ごとに<br>7,500円  |   |
|           | 博物館学芸員課程                                       | 教材費                 | 3,000円   |   |
| 3 保育士養成課程 | 受講申請料  |                     | 30,000円  | 心理教育学科子ども教育専修指定保育士養成施設入学者のみ、適用する。   |
|           |  | 実験実習費               | 40,000円  |   |

備考 平成31年度以前の入学者は、従前の定めによる